

新型コロナウイルス感染症により ご自宅で療養中等の方も投票ができます

特例郵便等投票

・保健所または検疫所から外出自粛要
請を受け、自宅で療養中等の方

+

請求時において、外出自粛要請等の期
間が投票しようとする選挙の公示また
は告示の日の翌日から選挙当日までの
期間にかかると見込まれる方

投票用紙等の請求手続き

次のいずれかの方法で投票用紙等の請求書入手します。

(Webによる方法)

(電話による方法)

請求書と料金受取人払の宛名表示を東
京都または区市町村の選挙管理委員会
HPからダウンロード、印刷します。

請求書と料金受取人払の宛名表示を電
話で区市町村選挙管理委員会から取り
寄せます。

別紙「投票用紙等の請求手続き」に従ってお住まいの区市町村の選挙管理委員会に
請求(選挙期日の4日前まで必着。日曜日が選挙の場合、その前の水曜日17時まで
に必着)します。

保健所等が発行する外出自粛要請等の書面(就業制限に関する書面を含む)または宿泊施設
への隔離・停留の措置に係る書面がある場合は同封し、これらの書面がない場合は請求書の
申出欄に理由をチェックしてください。

※ポストへの投かんは同居人、知人等に依頼してください。

投票の手続き

ご自宅に区市町村選挙管理委員会から投票用紙等一式が郵便等で到着します。

※一式：投票用紙、不在者投票用内封筒、外封筒、立候補者等一覧、ファスナー付き
透明ケース等、返信用封筒

内側の「投票の手続き」に従い記入済みの投票用紙をお住まいの区市町村選挙管理委
員会に送付(選挙期日の20時まで必着)します。

※ポストへの投かんは同居人、知人等に依頼してください。

※これは概略です。詳しい作業内容は内側をご参照ください。

※一連の作業に当たっては、手指を消毒し、できる限りマスクとビニール手袋を着用してください。

連絡先

投票手続きに関すること：各区市町村選挙管理委員会

制度その他に関すること：東京都選挙管理委員会 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号：03-5320-6911~6913

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>